

別記

伊丹市マタニティストラップ及びバッグ制作に係る業務仕様書

1. 件名 「伊丹市マタニティストラップ及びバッグ制作」

2. 業務内容

業務の内容は、次のとおりとする。

1) マタニティストラップの提供

規格	① 健やか親子21推進検討会において定められたマタニティマークを用いたキーホルダーもしくはストラップ。 ② 軽量であること。 ③ 約縦5.5cm×横6cm程度のものであること。
提供個数	1,800個
配布開始日	2026年4月1日(予定)
配付期間	2026年4月1日～2027年3月末日
配付対象者	伊丹市に妊娠届出をした者
配布方法	母子手帳交付時に同時配布

2) マタニティバッグの提供

規格	① 健やか親子21推進検討会において定められたマタニティマークを用いた袋。 ② マチつきであること。 ③ たて40cm×横35cm程度の大きさ(A4サイズが入るもの) ④ 1)にて制作したマタニティストラップを封入 ⑤ マタニティマーク啓発のためのチラシ(受託者作成)を封入
提供枚数	1,800枚
配布開始日	2026年4月1日(予定)
配付期間	2026年4月1日～2027年3月末日
配付対象者	伊丹市に妊娠届出をした者
配布方法	母子手帳交付時に同時配布

3) 協賛企業の募集

- (1) 協賛企業の募集は受託者が、「伊丹市広告掲載基準」「伊丹市広告掲載要綱」「医療広告ガイドライン」の定める基準に則って行い、適切な広告を掲載できるようにすること。また、協賛企業が集まらなかった場合でも、必ず無料で納品することとする。
- (2) 受託者は、広告を募るに当たって、広告の販売をしようとする業者に対し十分な説明を行なった上で、販売を行うものとする。
- (3) 市は、チラシに掲載する情報や広告に対し、検査を行い承認するものとする。
- (4) 市及び受託者は、チラシの校正作業を協力して行い、市の校了を以て印刷を開始するものとする。
- (5) 市は、仕様書に定める配布方法及び配布部数に従い、マタニティストラップまたはキーホルダー、マタニティバッグを配布するものとする。

4) 納期

- ①令和 8 年3月 19 日(木) 900セット
- ②令和 8 年9月 1 日(火) 900セット

5) 納品

引渡し場所は、母子保健課が指定する場所に搬入することとする。

3. 業務受託者

- (1)受託者は、業務担当者を定める。また業務担当者は、市の担当者と連携を保ち、業務が円滑に実施されるように努める。
- (2)受託者は、事前に市の許可を受けた場合を除き、業務の一部を第三者に再委託してはならない。

4. その他

- (1)この業務に必要な経費、備品及び消耗品等はすべて受託者の負担とする。ただし、市が受託者に提供する情報作成費用は市の負担とする。
- (2)この仕様書に定めのない事項又は内容について疑義が生じた場合は、その都度市の担当者と協議をすることとし、また詳細については担当者の指示によるものとする。